



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 127 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2026 年 4 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

VIC 州における在宅勤務の権利化の動き（労働法）

Fair Work Act 2009 (Cth) に基づき、一定の要件を満たした従業員が柔軟な勤務形態で働くことを要求した場合、雇用主は事業運営上の合理的な理由がなければ拒否できないとされており、その限りにおいて在宅勤務が法的に認められていますが、ビクトリア州では 2027 年 7 月 1 日から週 2 日間の在宅勤務権（right to work from home. 以下「WFH 権」といいます。）が原則として全ての従業員に対して与えられることになりそうです。

2025 年 8 月に WFH 権の法案設計について公表した後、ビクトリア州政府が州内の雇用主・従業員を対象にオンライン調査を実施したところ、3,200 人以上が現在の雇用主に在宅勤務を求めることができないと感じていることが明らかになりました。これを受けて、州政府は法案設計の大きな変更を行い、従業員の WFH 権について小規模事業者への例外を設けないことを正式に確認しました（以前は小規模事業者については例外を設ける可能性が示唆されていました）。州政府は、小規模事業者で働く従業員も大企業で働く従業員と同じ権利を持つべきだとしています。

この政策提案は、介護者、障害者、および家族を持つ人の労働参加や雇用における生産性向上を目的としています。一方で、雇用主への追加的な負担、とりわけ専任の人事担当者のいない小規模事業者にとってはコンプライアンス管理の負担が大きいとの批判もあります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

Bodum 社、意図的なガラス製品デザインの模倣を阻止できず（知的財産権）

登録された知的財産権は強力であり、製品デザインを保護するための最善の手段となることが多くあります。しかし、そうした権利が失効すると、企業は自社の成功したデザインを第三者による模倣から守るために困難な戦いを強いられることとなります。連邦裁判所は、登録された知的財産権の失効後に、他社による製品デザインの模倣を阻止しようとする企業にとって厳しい判断を下しました。

キッチン用品を製造・販売する Bodum AG は、近時、H.A.G Import Corporation (Australia) Pty Ltd（著名な Maxwell & Williams ブランドの家庭用品のオーストラリアにおける輸入・販売業者）によるほぼ同一の形状で異なるブランド名の製品の販売を阻止することを試みました。

しかしながら、Bodum AG v H.A.G Import Corpn (Australia) Pty Ltd [2026] FCA 238 において、連邦裁判所は Bodum の申立てを退けました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

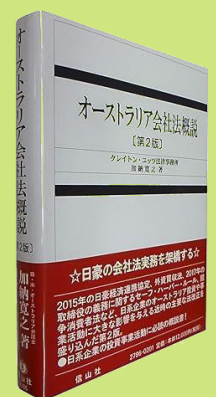
豪州政府がデータセンターおよび AI インフラに求めるもの（AI・データセンター）

データセンターおよび AI インフラは、オーストラリアのデジタル・エコシステムの中心に位置し、現代生活に不可欠な要素となりつつあります。

オーストラリア政府は、現在、昨年 12 月に発表された「国家 AI 計画（National AI Plan）」を基盤として、データセンターおよび AI インフラ開発者に対し、データセンターおよび AI インフラの社会的認知（ソーシャルライセンス）を確立し、その影響を管理するための期待事項（Expectations）を設定しています。

この Expectations は、産業・イノベーション担当大臣（Minister for Industry and Innovation）、気候変動・エネルギー担当大臣（Minister for Climate Change and Energy）、および科学・技術・デジタル経済担当補佐大臣（Assistant Minister for Science, Technology and the Digital Economy）が共同で発表した政策です。Expectations は、データセンターおよび AI インフラの開発者・運営者、こうした資産への投資家、AI 関連の設備やリソースの確保・拡張を計画している組織、そして AI やデジタルインフラ政策について政府と関わるステークホルダーに影響を及ぼします。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

Expectations の発表時期は重要です。これは、国家 AI 計画に盛り込まれたデータセンターの承認手を簡素化する提案に対する初めての指針を提供するものであり、ニューサウスウェールズ州ではデータセンターの開発と規制に関する議会調査（Parliamentary Inquiry）が進行中です。また、オーストラリア・エネルギー市場委員会（AEMC）による改革案では、データセンターを含む大規模な電力利用者に対し、電力網の障害時にも接続を維持し、不安定時に対応することを求める新たな技術基準が提案されています。さらに、オーストラリア国内外でデータセンター投資を巡る競争が急速に激化しています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

クロスボーダー紛争における Harman undertaking の適用範囲（クロスボーダー紛争）

Marsh v Greensill 事件（Marsh Limited v Greensill Bank AG [2025] FCAFC 186）の判決は、オーストラリアのディスカバリー（証拠開示）が、Harman undertaking（裁判所の規則・命令によって提出を強制された文書等について、当該訴訟手続と合理的に関係する範囲を超えて使用することを禁止する義務）と整合的に、外国裁判所での管轄権の衝突に対処するためにどのように利用できるかを明確にし、その手続きが同一の紛争の遂行および判断に関連している場合に適用されることを示しています。また、Harman 義務の範囲内で外国の手続上の義務を果たしつつ、複数の法域にまたがる紛争の対応戦略を設計するための有用な思考マップも提供しています。

オーストラリア企業が複数の法域にまたがる紛争の当事者となるが増えています。ある裁判所である文書が強制的に提出させられた場合、そうした文書を関連する海外の問題に対処するためにどのように又はどの程度利用できるか、という論点が生じます。

クロスボーダー紛争では、当事者が外国裁判所で救済を求める際に Harman undertaking がよく注目されます。

最近、連邦控訴裁判所（Full Federal Court）は、Harman undertaking が関連性に基づく目的（connection-based purpose）によって評価されることを確認しました。すなわち、強制的に取得された文書は、目的が根本的な紛争と無関係・非関連でない限り、（テクニカルには別の手続きであっても）海外で利用することが認められます。これは、開示された文書や情報が特定の手続きでどのように利用されたかに焦点を当てるのではなく、根本的な紛争との関連性に着目するということを意味します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

連邦最高裁、委譲できない義務の責任範囲を故意の犯罪行為にも拡大する道をひらく（民事責任法）

オーストラリアの連邦最高裁判所（High Court of Australia）は、2026年2月11日、カトリック教区（Catholic Diocese）が1969年に司祭による性的虐待を受けた子どもの教区民に対して委譲できない注意義務（non-delegable duty of care）を負っていたかどうか、そして仮に当該義務が認められる場合、当該義務が故意の犯罪行為にまで及ぶかと

うかが争点となった、AA v The Trustees of the Roman Catholic Church for the Diocese of Maitland-Newcastle [2026] HCA 2 事件の判決を下しました。

連邦最高裁判所は、従前の判例を覆し、カトリック教区が負う注意義務は司祭の故意の犯罪行為についても及ぶと判示しました。これは、従業員による故意の犯罪行為に関して雇用主の使用者責任が認められるのと似たような結論となっておりますが、最高裁はこれは雇用主の使用者責任ではなく、あくまでカトリック教区自身がコモロー上負っている「委譲できない注意義務」に違反した結果として認められる責任であると判示している点が注目されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パス日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パス日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

Japan Practice
紹介サイト



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール：syamura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曾我 修平
メール：ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 岡崎 玲於奈
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：ktakiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール：kridgway@claytonutz.com